

岩手・宮城内陸地震に関する特別措置について

岩手・宮城内陸地震で被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。
長岡技術科学大学では、被災された方々に対し、経済的な面で可能な限りの支援を図るため、下記のとおり特別措置を講じることとしました。
つきましては、特別措置を希望する場合は所定の手続をお取りくださるようお願いいたします。

記

1. 対象

平成 20 年度に長岡技術科学大学に入学の出願をする方（した方）又は出願者の学資を主として負担している方が、標記災害で災害救助法が適用された被災地域に居住されている場合。

2. 特別措置の内容

上記対象者の家屋が、全壊、大規模半壊、半壊に該当する場合は、検定料の全額を免除します。

免除を受けようとする方は、次の(a)及び(b)を出願書類と同時に、また、返還を受けようとする方は、次の(a)、(b)及び(c)を、平成 21 年 2 月 27 日（金）までに提出してください。

- (a) 検定料免除申請書（本学様式）
- (b) 災害の被害程度を認定し得る証明書
- (c) 検定料振込金受取書の写し又は振込済金額を証明し得る書類

3. 審査結果通知

提出書類に基づき審査を行い、その結果を文書で本人に連絡いたします。

4. 提出先

検定料に関する書類提出先・お問合せ先
入試課入学試験第 1 係 電話 0 2 5 8 - 4 7 - 9 2 7 2

5. その他

この特別措置による検定料の免除措置は、平成 20 年度限りの適用です。